

公害防止対策指導申請書別紙

1 工事の内容及び必要な届出事項

- くいうち作業

  - 無
  - 有
    - アースオーガー併用→振動規制法に基づく届出
    - くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用

↓

騒音規制法・振動規制法に基づく届出
  
- さく岩機を使用する作業

  - 無
  - 有
    - ブレーカー（手持式を除く）を使用→騒音規制法・振動規制法に基づく届出
    - その他のさく岩機を使用

↓

騒音規制法に基づく届出
  
- びょう打機を使用する作業

  - 無
  - 有→騒音規制法に基づく届出
  
- 空気圧縮機（15KW 以上で、さく岩機の動力として使用する場合を除く。）を使用する作業

  - 無
  - 有→騒音規制法の基づく届出
  
- 建築物の解体作業

  - 無
  - 有
    - 鋼球を使用しての解体作業→振動規制法に基づく届出
    - さく岩機を使用しての解体作業→さく岩機の項を参照
    - その他の機械を使用しての解体作業
  
- 塗装作業

  - 無
  - 有
    - 動力を用いた吹付作業
    - 手塗り作業
  
- 石綿を使用する作業

  - 無
  - 有
    - 動力を用いた吹付作業
    - その他

2 施設の内容及び必要な届出事項(機械設備の設置がある場合のみ記入して下さい。)

- 煤煙に係る特定施設
  - 無
  - 有
    - 県生活環境保全条例
    - 大気汚染防止法
  
- 水質に係る特定施設
  - 無
  - 有
    - 公共下水道に連結
    - 公共用水域に放流
    - 県生活環境保全条例
    - 水質汚濁防止法
  
- 騒音に係る特定施設
  - 無
  - 有
    - 県生活環境保全条例
    - 騒音規制法
  
- 振動に係る特定施設
  - 無
  - 有 (振動規制法)
  
- 悪臭に係る特定施設
  - 無
  - 有 (県環境保全条例)